

平成25年度

事業計画

公益財団法人えどがわボランティアセンター

東京都江戸川区松島1-38-1

第1. 事業方針

1、運営方針

当財団は、平成24年4月に一般財団法人えどがわボランティア協会として設立いたしました。設立後は財団の目的である、江戸川区民が共に支え合う地域社会づくりを目指し、ボランティア人材の育成やボランティア活動への支援を実施しております。

そして、その実績及び事業の公益性が東京都より認められ、平成25年4月からは、公益財団法人えどがわボランティアセンターとして本格的にスタートをすることになりました。

平成25年度の財団の運営方針は、これまで江戸川区が進めてきた「ボランティア立区」を更に発展・推進するために、ボランティア活動への支援やボランティア団体間の交流促進、災害時の活動拠点の整備など公益目的事業を積極的に展開してまいります。

また、公益法人として、法令を遵守し、高い透明性を確保し、区民の皆様から信頼され愛される財団となるよう努めてまいります。

2、重点目標

ボランティアの育成や活動への支援を行うため、次の事業を行います。

- (1) ボランティア活動への希望者及びボランティアを必要とする施設や個人からの相談に対し、活動先の情報や活動者の募集・紹介を行います。
- (2) ボランティア活動を支える知識や技能の習得の機会を提供するため、講座・講習会を開催します。
- (3) ボランティアの普及・啓発・相互交流・ネットワークづくりのための各種事業を開催します。
- (4) ボランティア活動の継続性を高めるための各種支援・助成を実施します。

第2. 事業計画内容

1、公益目的事業

(1) 相談・紹介・情報提供事業

- ①ボランティア活動への参加や募集・紹介等の相談を行います。

相談窓口：江戸川区松島1丁目38番1号 グリーンパレス内 1階

開館時間：午前8時30分から午後5時15分

開館日：月～土曜日（日・祝日及び年末年始は休館）

- ②機関紙「ボランティアセンターだより」の発行

発行回数：年6回（偶数月の第1火曜日）

発行部数：22,000部（町会回覧及び学校・区施設に掲出）

発行形態：A3版 2つ折り（4色印刷・2色印刷）

③ホームページの運営

主なコンテンツ：登録団体の紹介、ボランティアの募集や活動先の紹介、講座の案内、その他各種情報提供など。（5月14日公開）

（2） ボランティア人材の開拓・育成事業

ボランティア活動を身近に感じていただく人材育成として講座を開催します。

①入門講座（ボランティア実践のきっかけづくりとしての講座です）

対 象：一般区民

内 容：読み聞かせ、車椅子体験、災害対応、老人ホームでのお手伝いなど。

実施月：年4回（6月、9月、11月、2月）

②初級講座（ボランティア活動を始めたい方への知識・技術習得のための講座です）

対 象：一般区民

内 容：手話、点字、音訳、デイジー（録音図書製作）の基礎講座です。

実施日：手話：年3回（5月～7月、9月～11月、1月～3月の週1回）10日コース

点字：年1回（6月～12月の週1回）20日コース

音訳：年1回（9月～11月の週1回）10日コース

デイジー：年1回（3月）2日コース

③出前講座（視覚・聴覚障害などを実際に体験してもらう講座です）

対 象：主に小・中学校に赴き児童・生徒を対象に開催します。

内 容：肢体・視覚・聴覚障害などの体験及び介助者の体験。

実施日：適宜（学校や団体等の希望日にお伺いします）

④夏のボランティア体験（夏休みを利用した体験講座です）

対 象：一般区民

内 容：老人ホーム・保育施設・図書館等でのお手伝い、使用済切手の整理など。

実施日：夏休み期間中（1日～複数日の参加も可能です）

（3） ボランティアの普及・啓発・交流・PR事業

①ボランティアフェスティバルの開催

区民へのボランティア活動の紹介及び普及を目的に開催します。

開催日：7月の第2日曜日（7月14日）

会 場：タワーホール船堀（1階展示ホールほか）住所 船堀4-1-1

参加団体：一般公募（但し、ボランティア活動団体に限ります）

催事内容：ステージ発表、展示コーナー、学びと体験コーナー、おまつり広場、フリーマーケットなど。

②ボランティア交流会

福祉・環境・国際交流・青少年健全育成・災害支援等の各種ボランティア団体のネットワークの構築のための交流会を開催します。

日 時：年1回（未定）

③災害時支援拠点の整備

江戸川区が災害被災地となった場合の災害時ボランティアセンターの設置やボランティアの受入・被災区域への派遣等を含めた「ボランティア対応マニュアル」を整備します。

また、被災を想定した訓練や関係機関と災害時支援協定等を締結します。

（４）ボランティア活動への支援・助成事業

①ボランティア活動室の提供

登録団体に対し、区内2か所のボランティア活動室を無償で提供します。

- ・グリーンパレス内活動室（江戸川区松島1丁目38番1号）

面積：40平方メートル

時間：午前9時～午後9時（午前、午後、夜間の3交代制。但し年末年始を除く）

設備：長机、椅子、ホワイトボード、印刷機（紙は利用者負担）

- ・清新町二丁目第2アパート1階活動室

場所：江戸川区清新町2丁目2番1号清新町二丁目第2アパート1階

面積：200平方メートル

時間：午前9時～午後9時（午前、午後、夜間の3交代制。但し年末年始を除く）

設備：長机、椅子、ホワイトボード、印刷機（紙は利用者負担）

②ボランティア保険の保険料の一部助成

安心してボランティア活動ができるよう、保険料の一部を助成します。

対象：当財団に登録した団体の会員及び個人

助成：上限300円（保険期間は1年間 ※4月1日～翌年3月31日まで）

③ボランティア団体活動費の助成

ボランティア活動及び運営に要する経費の一部を助成します。

対象：当財団に登録した団体

助成：当財団が定めた額

第3．えどがわボランティアセンターの組織

1、財団の機構

財団の機構は、公益財団法人として定款に定められた役員及び評議員を置き、理事会及び評議員会を組織し運営しています。

【役員】

理事：3名

理事長は、この法人を代表し、業務を執行します。

理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行します。

監事：1名

この法人の業務並びに財産及び会計の状況の監査等定款24条に規定する職務を行います。

【理事会】

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、規程の制定及び改廃、その他財団の運営に関する事項の決定等法令や定款で定められた職務を行います。

【評議員】

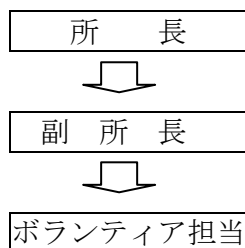
3名

【評議員会】

すべての評議員をもって構成し、理事及び監事の選任又は解任、役員に対する報酬等の額、貸借対照表及び損益計算書の承認、定款の変更等法令又はこの定款で定められた事項を決議します。

2、事務局組織・職員数

組織



職員数

総数	固有職員	区派遣職員
6名	(3名)	(3名)

※固有職員のうち、2名は短時間勤務職員です。